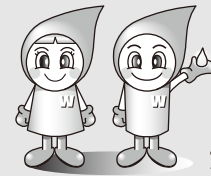


水 おたる Water in Otaru



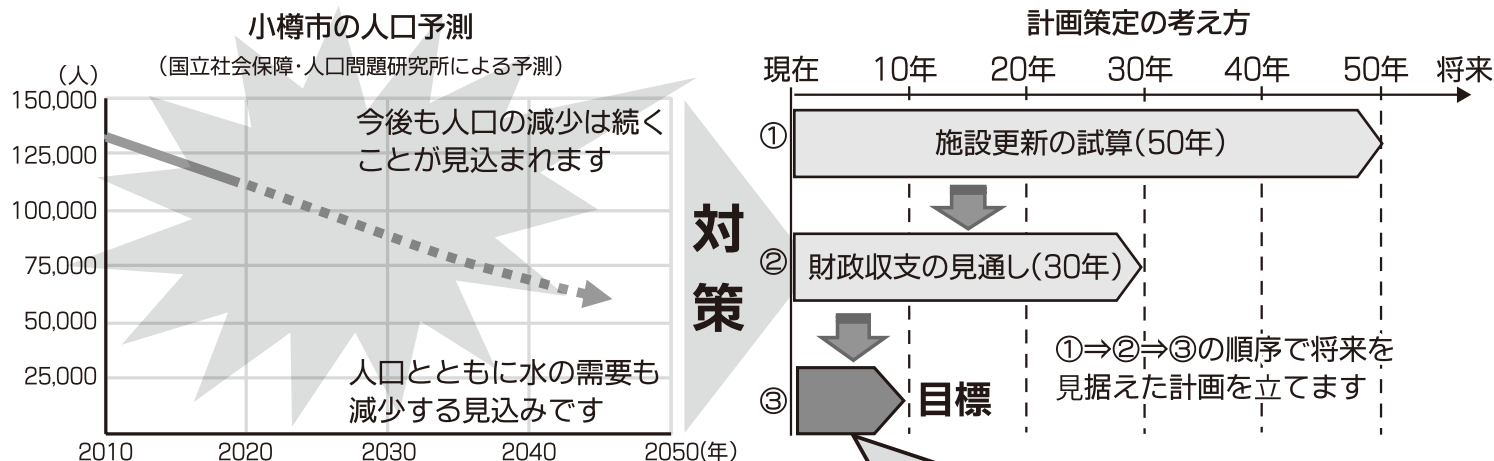
水道局広報
第40号

令和2年3月1日発行

みずぎちゃんのみずおくん
(小樽市水道局キャラクター)

第2次小樽市上下水道ビジョンを策定しました

人口や水需要が減少する中、持続可能な上下水道事業を運営するためには、将来を見据えた計画の策定が必要です



～第2次小樽市上下水道ビジョン～

【計画期間10年】 令和元年度～令和10年度

基本理念:未来につなげよう、信頼される“おたるの上下水道”

水道局では、安全・安心な上下水道を次の世代へ継承するとともに、将来にわたって安定した上下水道事業を継続するため、柱となる八つの経営方針により、今後の取り組みを進めます

1 安全な水の供給

水源から蛇口までの統合的な水質管理の充実を図り、安全で良質な水の供給に努めます。

3 上下水道機能の維持・強化

施設の適正な維持管理や、効果的な改築・更新、災害に強い上下水道の構築に努めます。

5 お客さまの視点に立った事業経営

分かりやすい情報の提供など広報活動の充実を図るとともに、料金体系の見直しを検討します。

7 危機管理対策の充実

自然災害が発生しても迅速かつ的確に対応できるよう危機管理体制の強化に努めます。

2 快適で安全・安心な生活環境の創造

水環境保全の観点から下水道への接続促進や、適正な放流水質の維持に努めます。

4 経営基盤の強化

収入の確保や経費の節減による財務体質の強化、人材の育成と技術の継承に努めます。

6 資産・資源の有効活用

歴史的価値のある資産の有効活用に向けた取り組みや、環境負荷の低減に向けた研究を進めます。

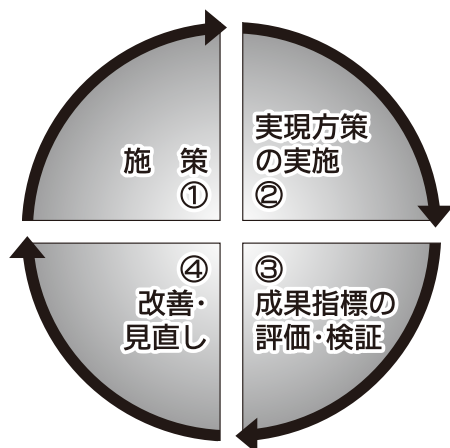
8 広域連携の推進

近隣自治体と情報共有による組織力の強化や、災害時などにおける連携の推進に努めます。

「第2次小樽市上下水道ビジョン」は、水道局本庁舎、市役所別館1階市政資料コーナー、図書館、駅前・銭函・塩谷各サービスセンターで公開するほか、水道局のホームページにも内容を掲載しています。

上下水道ビジョンの目標を達成するには？

計画を着実に推進するため、①施策、②実現方策の実施、③成果指標の評価・検証、④改善・見直しという手順を繰り返すことにより事業の改善、向上に努めます。また、水道局内の「業務改善検討会議」で実施状況を管理するとともに、学識経験者などからなる上下水道事業経営懇話会に報告し、毎年公表します。



■お問い合わせは水道局
(防災・企画調整担当)
☎ 32 1172 FAX 27 0695 へどうぞ。

上下水道事業経営懇話会の委員を募集しています

水道局では、上下水道事業の経営の在り方について市民の皆さんからご意見を伺うため、年2〜3回程度開催予定の「上下水道事業経営懇話会」の委員を募集しています。

対象：市内に住む20歳以上の方・若干名

任期：令和2年4月1日から2年間

申し込み：住所・氏名（ふりがな）・年齢・連絡先・職業・簡単な応募動機を明記し（書式は自由）、3月19日までに直接または郵送、ファクスで水道局総務課へ

■お問い合わせは水道局総務課

☎ 32 1171 FAX 27 0695 へどうぞ。



計量法に定められた有効期間（8年）を迎える水道メーターを順次交換しています

水道メーターの交換にご協力ください

交換について

- ・交換の対象となるお客さまには事前に文書にてお知らせします。
- ・水道局が設置したメーターの交換費用は水道局が負担します。
- ・交換作業は水道局から委託を受けた業者が実施します。
- ・水道局から委託を受けた業者は「水道局委託員」と記載されたベストを着用し顔写真入りの身分証明書を携帯しています。

交換に際してのお願い

- ・メーター箱の上に物など置かないようにお願いします。
- ・メーターが屋外に設置されている場合の交換作業は、ご不在の場合でも実施しますのでご了承ください。
- ・メーターが屋内に設置されている場合は、日時などを打ち合わせて実施します。
- ・作業時間は30分程度で、この間は一時断水となりますのでご協力をお願いします。

■お問い合わせは水道局業務課
☎ 32 06007 FAX 27 06005 へどうぞ。

水道の使用開始や中止について

引っ越しなどで水道を使用するときや止めるときは、住民登録の手続きとは別に、事前の届け出が必要です。

水道使用開始の届け出がないと、メーターが動いていた場合に漏水と判断して給水を停止することがあります。また、中止の届け出がないと、使用していても水道料金や下水道使用料がかかりますので、ご注意ください。

使用開始や中止の届け出は、電話のほかファクスやインターネットでも行えます。詳しくは水道局ホームページをご覧ください。

■お問い合わせは水道局料金センター

☎ 32 4111 内線562 FAX 33 6730 へどうぞ。

水質検査計画について

水質検査計画は、皆さんの信頼に応え、安全で良質な水道水をお届けするために、水源から蛇口に至るまでの水質検査について定めたものです。

検査には、下の表にあるように法令に基づく水質検査と独自に行う検査があります。

小樽市の水道水は、全ての項目で基準値を大幅に満たしています。

■法令に基づく水質検査

検査の名称		検査箇所	検査項目数	検査する項目など
水質基準	精密検査 (年4回)	10	51	水質基準の全ての項目(ただし、臭気物質の2項目は年2回の測定。また、原水の検査項目は39項目となります。)
	毎月検査	10	21	水質変化の目安となる項目
	1日1回行う検査	8	3	色・濁り・消毒の残留効果

■独自に行う検査

検査の名称	検査頻度	検査箇所	検査項目数	検査する目的
精密検査	毎月〜年1回	10	62	より安全な水の供給
工程管理検査	毎月〜年2回	13	30	浄水場から家庭までの水質変化の監視
	毎日	14	9	浄水処理が適正に行われているかの監視
水源調査	年3回	1	23	水源の水質監視

水質検査計画の詳細については、水道局、市役所別館1階市政資料コーナー、図書館で閲覧できます。また、水道局ホームページにも掲載しています。

■お問い合わせは水道局水質管理課 ☎ 5 2562 FAX 5 2563 へどうぞ。

水道局広報
「水おたる」第40号

発行日／令和2年3月1日

発行元 小樽市水道局

〒047-0024 小樽市花園2丁目11番15号

☎ 0134 2 1171 0134 27 0695

Eメール suido-somu@city.otaru.lg.jp